

中間製品の取扱いマニュアル

【第1版】

令和7年3月

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課
(独) 農林水産消費安全技術センター (FAMIC)

目次

はじめに.....	1
用語の解説.....	1
1. 基本的なケース.....	3
2. 売買仲介を行った業者が中間製品を一時保管する場合.....	4
3. 委託製造した中間製品を出荷する場合.....	5
4. 確認済中間製品供給管理票の記載例.....	7
5. 問い合わせ先.....	12

はじめに

2024（令和6）年10月3日、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の改正をもって、牛肉骨粉等及び牛血粉等の馬、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料への利用を再開しました（養殖水産動物を対象とする飼料への利用については、2015（平成27）年4月に牛由来の肉骨粉等・血粉等を再開し、2018（平成30）年4月にめん山羊由来の肉骨粉等・血粉等を再開しました）。

このことを受けて、牛肉骨粉等又は牛血粉等を含む飼料（中間製品を含む）の製造、出荷等に当たり、製造業者が遵守すべき事項や具体的な手続きを「牛、めん羊又は山羊由来の原料を使用した肉骨粉等の飼料利用に関する手続きマニュアル〈飼料製造業者向け〉」（令和7年1月農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC））（以下、「手続きマニュアル」といいます。）に整理しました。

また、養殖水産動物を対象とする飼料の原料として使用される中間製品については、流通形態が多様であることから、手続きマニュアルを補足するものとして、売買仲介を行った業者が中間製品を一時保管する場合等について、本マニュアルに整理しました。

本マニュアルにない場合の取扱い等、判断に迷う場合がありましたら、最寄りのFAMIC（9番）にご相談ください。

なお、「中間製品の取扱いマニュアル」（平成27年6月（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課）は、本マニュアルの制定をもって廃止します。

用語の解説

【牛肉骨粉等】牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉をいいます（牛、めん羊及び山羊のいずれにも由来しないものを除きます。）。

【牛血粉等】牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白質をいいます（牛、めん羊及び山羊のいずれにも由来しないものを除きます。）。

【中間製品】牛肉骨粉等又は牛血粉等を含む飼料の大臣確認を受けた製造工程で製造された混合飼料（例. 牛肉骨粉等と魚粉を混合した飼料、モイストペレットの原料となるマッシュ飼料）をいいます。

【大臣確認通知】「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知）をいいます。

【大臣確認】飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）の規定に基づき、牛肉骨粉等の動物由来たん白質、動物性油脂又は牛肉骨粉等若しくは牛血粉等を含む飼料の製造について、製造業者から製造工程の確認申請があった場合、農林水産大臣が、大臣確認通知に定める製造基準に適合しているか確認するものです。農林水産大臣の指示により、FAMIC の検査担当職員が製造基準に適合しているか確認します。

【大臣確認事業場】飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）の規定に基づき、牛肉骨粉等の動物由来たん白質、動物性油脂又は牛肉骨粉等若しくは牛血粉等を含む飼料の製造について、製造業者から製造工程の確認申請があった場合、農林水産大臣が大臣確認通知に定める製造基準に適合していることを確認した事業場をいいます。

【確認済中間製品供給管理票】出荷した中間製品の全量が確実に最終荷受業者（別の大臣確認事業場）に引き渡されたことを確認するため、中間製品の供給業者が発行する伝票です。供給業者は、輸送される中間製品に添付し、荷受業者から回付を受け、8 年間保存する必要があります。

【FAMIC】農林水産省所管の独立行政法人農林水産消費安全技術センターです。大臣確認の申請受付、申請のあった飼料の製造工程について、大臣確認通知に定める製造基準に適合していることの確認等を行う機関です。

1. 基本的なケース

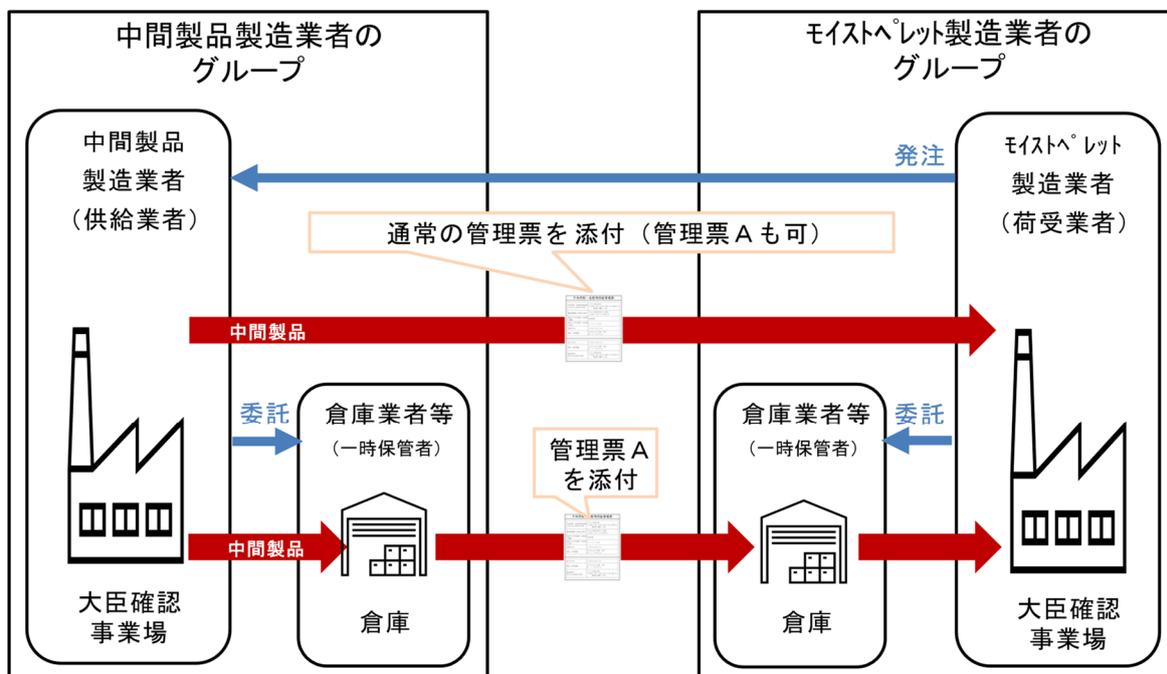
中間製品の製造業者が、モイストペレットの製造業者（不特定多数の養殖業者にモイストペレットを製造する業者。以下、このマニュアルにおいて同じ。）から中間製品の発注を受け、製造した中間製品をモイストペレット工場へ直接受け渡す取引を想定しています（図1）。

このとき、中間製品の製造業者が倉庫業者の営業倉庫又は運送会社の倉庫に製品を保管する場合は、手続きマニュアルの19頁に示した通常の「確認済中間製品供給管理票」に代えて、本マニュアルの6～7頁に示した管理票Aを用いることができるものとし、「製造事業場の名称及び住所」の欄の下にある「一時保管者の名称及び住所」の欄に、当該倉庫業者又は運送会社の名称及び住所を記載してください。このとき、中間製品の製造事業場と当該倉庫は同一グループとみなします。

また、モイストペレットの製造業者が倉庫業者の営業倉庫又は運送会社の倉庫に製品を保管する場合も、6～7頁に示した管理票Aを用いることができるものとし、「荷受業者の氏名又は名称及び住所」の欄の下にある「一時保管者の名称及び住所」の欄に、当該倉庫業者又は運送会社の名称及び住所を記載してください。このとき、モイストペレット製造工場と当該倉庫は同一グループとみなします。

一時保管者を介さずに中間製品を受け渡す場合に比べ、日数を要した事情があったことが確認できるよう、一時保管者に関する記載も必ず行ってください。

図1 基本的なケース



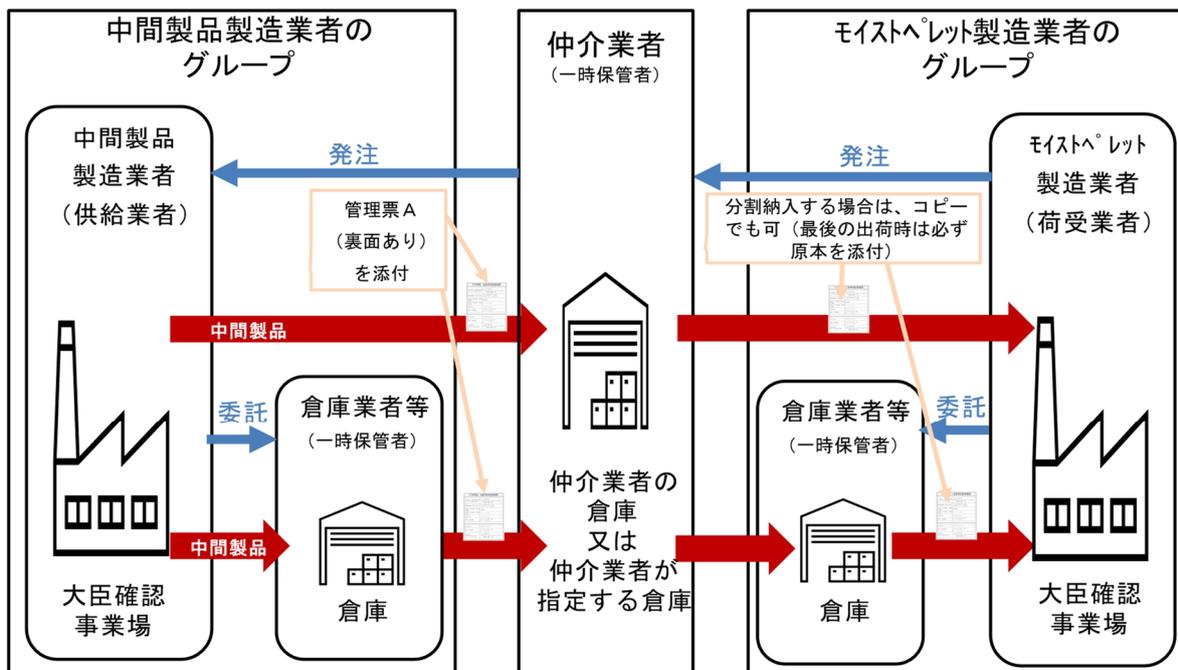
2. 売買仲介を行った業者が中間製品を一時保管する場合

中間製品の製造業者が、仲介を行う業者を通じて、モイストペレットの製造業者から中間製品の発注を受け、製造した中間製品を、当該仲介業者の倉庫若しくは当該仲介業者が指定する倉庫業者の営業倉庫又は運送会社の倉庫に一時保管した上で、モイストペレット工場へ受け渡す取引を想定しています（図2）。この場合、以下の要件を全て満たす必要があります。

【要件】

- ・ 出荷する製品の最終荷受業者及び出荷数量が明らかであること。
- ・ 一時保管場所は、当該仲介業者の倉庫若しくは当該仲介業者が指定する倉庫業者の営業倉庫又は運送会社の倉庫であること。（さらに、中間製品の製造業者が倉庫業者の営業倉庫又は運送会社の倉庫に製品を保管する、又は、モイストペレットの製造業者が倉庫業者の営業倉庫又は運送会社の倉庫に製品を保管することも可能）
- ・ 当該仲介業者が指定する倉庫の場合、一時保管を行う業者は、当該仲介業者の指示に従って、最終荷受業者のモイストペレット工場のみ（又はモイストペレットの製造業者が指定する倉庫業者の営業倉庫又は運送会社の倉庫）に出荷すること。

図2 売買仲介を行った業者が中間製品を一時保管する場合



この場合、手続きマニュアルの 19 頁に示した通常の「確認済中間製品供給管理票」に代えて、6～7 頁の管理票 A に 8 頁の管理票 A 裏面を印刷したものをを用いることができるものとし、管理票 A 裏面の「一時保管者の氏名又は名称及び住所」の欄に、仲介業者（仲介業者が指定した倉庫で保管する場合は、一時保管を行う業者）の名称及び住所を記載してください。

また、一時保管を行う業者から最終荷受業者へ中間製品を分割納入する場合は、出荷毎に、一時保管を行う業者が管理票 A 裏面の「出荷年月日 荷姿、出荷（荷受）数量」の欄を記載し、最終荷受業者が「受入年月日 最終荷受業者の受領確認」の欄を記載してください。このとき、管理票 A の原本の紛失を避けるため、管理票 A のコピーを添付することができますが、最後の出荷時は、必ず管理票 A の原本を添付してください。

中間製品の全数量が最終荷受業者に出荷され、一時保管を行う業者に管理票が回付されましたら、一時保管を行う業者は、中間製品の製造業者に当該管理票を回付してください。

3. 委託製造した中間製品を出荷する場合

中間製品の製造業者が、委託製造した中間製品を製造委託元へ受け渡す場合、製造委託元は仲介業者とみなし、2. と同様に取り扱ってください。

4. 管理票Aの記載例

(1) 管理票A表面

確認済中間製品供給管理票	
確認済中間製品供給業者の氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号 管理者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
一時保管者の名称及び住所	○○○○株式会社 ○○県○○市○丁目○番○号 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 供給業者は、出荷に当たって、倉庫業者の営業倉庫又は運送会社の倉庫に製品を保管する場合は、当該業者の名称及び住所を記入してください </div>
供給する確認済中間製品の種類	肉骨粉含有混合飼料
供給する確認済中間製品の名称	○○○○○
出荷年月日	○○年○○月○○日
荷姿、出荷数量	500kgTB袋、10袋 計 5,000kg
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 太枠線上段は、中間製品の供給業者が記入してください。 太枠線下段は、最終荷受業者が記入してください。 </div>	
受入年月日	○○年○○月○○日
荷姿、荷受数量	500kgTB袋、10袋 計 5,000kg

荷受業者の 氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号 管理者の職名・氏名
一時保管者の名称及び住所	○○○○株式会社 <u>○○県○○市○丁目○番○号</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 最終荷受業者は、荷受に当たって、倉庫業者の営業倉庫又は運送会社の倉庫に製品を保管する場合は、当該業者の名称及び住所を記入してください。 ➤ 最終荷受業者は、一時保管者が中間製品を荷受した時点で速やかに、その旨を供給業者に一報してください。 </div>

(2) 管理票A裏面

一時保管者の氏名又は名称 及び住所	○○○○株式会社 ○○県○○市○丁目○番○号
この欄は、仲介業者（仲介業者が指定した倉庫で保管する場合は、一時保管を行う業者）が記載してください。	
最終荷受業者の氏名又は名称 及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号
この欄は、最終荷受業者が記載してください。	
出荷年月日 荷姿、出荷(荷受)数量	受入年月日 最終荷受業者の受領確認
この欄は、中間製品の出荷ごとに、左欄は仲介業者（仲介業者が指定した倉庫で保管する場合は、一時保管を行う業者）が記載し、右欄は最終荷受業者が記載してください。	
○○○年○○月○○日 500kg TB袋、2袋 計 1,000kg	○○○年○○月○○日 管理者の職名・氏名
○○○年○○月○○日 500kg TB袋、4袋 計 2,000kg	○○○年○○月○○日 管理者の職名・氏名
○○○年○○月○○日 500kg TB袋、1袋 計 500kg	○○○年○○月○○日 管理者の職名・氏名
○○○年○○月○○日 500kg TB袋、3袋 計 1,500kg	○○○年○○月○○日 管理者の職名・氏名

全数量が最終荷受業者に出荷され、仲介業者（一時保管業者）に管理票が回付されましたら、当該仲介業者は、供給業者に管理票を回付してください。

5. 問い合わせ先

本マニュアルにない場合の取扱い等、判断に迷う場合がありますら、製造事業場のある都道府県を業務区域とする(独)農林水産省消費安全技術センター(FAMIC)へご相談ください。

担当窓口（連絡先）	担当する業務区域
農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課飼料安全・薬事室 飼料検査指導班 電話 03-3502-8702	
本部飼料管理課 〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 検査棟 電話 050-3797-1857	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 新潟県、長野県、静岡県
札幌センター肥飼料検査課 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 10-4-1 札幌第 2 合同庁舎 電話 050-3797-2716	北海道
仙台センター肥飼料検査課 〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎 電話 050-3797-1893	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
名古屋センター飼料検査課 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2 名古屋農林総合庁舎 2 号館 電話 050-3797-1902	富山県、石川県、福井県、岐阜県、 愛知県、三重県
神戸センター飼料検査課 〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町 1 丁目 3 番 7 電話 050-3797-1915	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
福岡センター飼料検査課 〒813-0044 福岡県福岡市東区千早 3-11-15 電話 050-3797-1921	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県